

農地転用許可申請(農地法第4条・5条)に係る申請書類等

令和7年4月現在

【必須書類】

	内容	提出部数	入手先	備考
1	申請書(様式第5号の1または5号の2)	【4条】 3部以上 【5条】 4部以上		※押印省略※ 転用地が共有名義等で申請人の数が増える場合は追加が必要
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	2部(※)	法務局	原本＋写しで2部
3	公図	2部(※)	法務局	原本＋写しで2部
4	位置図(申請地及びその周囲の状況が分かるもの)	2部	Googleマップ等	縮尺(1/10,000～1/20,000)記載必須
5	平面図または設計図	2部	設計事務所	配置図と併記したもので可
6	配置図	2部	設計事務所	転用目的が住宅や宿泊施設等の場合は、用排水施設も記載必要
7	資金計画書(様式第5号の4)	2部		
8	資金の担保が証明できる書類	2部	金融機関等	預金口座(写)、残高証明書、融資内諾証明書等
9	①代替地検討書(様式第5号の14) ②当該代替地と転用地(申請地)の位置関係が分かる位置図	各2部		転用地が第1種農地や第2種農地の場合に必要 ※代替検討地の地目は、「畑」以外で、同字内の2筆程度

【転用目的や各書類の記載内容に応じて必要な書類】

	内容	提出部数	入手先	備考
10	法人の登記事項証明書(現在事項または履歴事項全部証明書)	2部(※)	法務局	譲受人が法人の場合 原本＋写しで2部
11	(上記書類を提出できない場合) 法人の定款(写し)	2部	法人	譲受人が法人の場合 【原本と相違ないことを証明する】記載＋法人の実印
12	内面積申請に係る確認書(様式5号の3)	2部		転用地が一筆内の一部である場合
13	測量図、求積図等	2部	設計事務所	転用地が一筆内の一部である場合
14	相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書等	2部(※)	市町村役場 戸籍担当課	土地登記事項証明書の所有者と譲渡人が異なる場合に必要 原本＋写しで2部
15	住民票、戸籍の附票等	2部(※)	市町村役場 戸籍担当課	土地所有者(譲渡人)の住所と土地登記事項証明書記載の住所が異なる場合に必要 原本＋写しで2部
16	進入地所有者の同意書(通行等)等	2部		転用地への進入に必要な土地があり、その土地所有者が譲受人でない場合に必要
17	(他法令の許認可を要する場合) 申請したことを証明する書面または許認可証明書	2部	許認可機関	赤土等流出防止条例、墓地建設、太陽光パネル等
18	①()設置事業計画書(様式第5号の5) ②[既存のもの]利用状況がわかる位置図 ③[既存のもの]平面現況図または写真 ④行政庁の営業免許等の写し	各2部		転用目的が資材置場、駐車場、太陽光発電設備、倉庫、農業用施設等の場合に必要
19	①宅地建物取引業者の免許証の写し ②販売実績の概要(パンフレット等) ③一棟あたりの建物建築費が妥当である理由書	各2部		転用目的が建売住宅の場合に必要
20	農業従事者証明等	2部	農業委員会	転用目的が農家住宅の場合に必要
21	その他、町農業委員会が求める書類	2部		

【注意事項】

- 申請書の提出期限は、毎月10日(役場閉庁日の時はその翌日)です。書類受理期間は毎月1～10日(役場閉庁日の時はその翌日)です。

※書類に不備が3つ以上ある場合は受理をしませんので、ご了承ください。

- 土地登記事項証明書・住民票謄本等の証明書は、申請日から3か月以内でお願いします。
- 転用地が賃貸または使用貸借されている場合は、適法な解約手続きが必要になります。
- 申請後、追加で書類提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

本部町農業委員会事務局 TEL:0980-47-2412/FAX:0980-51-6007